

介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	川越町訪問介護ステーション
所在地	三重県三重郡川越町大字豊田一色314番地 川越町いきいきセンター内
事業所番号	川越町 24A2200160
管理者及び連絡先	管理者 柴口 真紀 連絡先 三重県三重郡川越町大字豊田一色314 電話 059-365-0024
サービス提供地域	川越町全域

2 事業所の職員体制

職 種	内 容 等	人 員
サービス・担当者	ホームヘルパーが訪問し、必要な身体介護と生活援助を行います。	サービス提供責任者 3名 訪問介護員 9名 (介護福祉士 6名・ 2級ヘルパー 3名)

3 営業時間

平 日	土 曜 日	日 曜 日	祝 日
7:00～22:00	7:00～22:00	7:00～22:00	7:00～22:00

(注) 年末年始(12/31～1/3)は「休業」となります。

4 サービス利用料及び利用者負担

・料金は、下表の基本料金・個別サービス加算料金・介護職員処遇改善加算料金のそれぞれの利用者負担を合計した金額となります。(ただし、下表は利用1回あたりの金額です)

☆総合的なサービス	287単位/回
☆20分～45分の生活援助	179単位/回
☆45分以上の生活援助	220単位/回
☆短時間の身体介護 (1回20分未満の利用が必要な場合)	163単位/回

- ・ 初回加算

新規に訪問介護計画を作成し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、月に200単位必要となります。又は、過去2ヶ月に訪問介護の提供を受けていない場合、次回利用時は初回加算の対象となります。

- ・ 通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、ステーションより片道10km以上の場合、10kmにつき200円が必要となります。

- ・ 地域区分料金

川越町については地域区分が7級地となり、1単位 10.21 円です。1ヶ月のサービス利用単位数に 10.21 円を乗じた額（円未満切捨て）の1割（円未満切上げ）又は2割、3割（円未満切上げ）が利用者負担金となります。

※一定以上の所得がある方については利用者負担金が2割又は3割となります。

- ・ 介護職員等処遇改善加算について

介護職員等処遇改善加算Ⅱの区分となり、1ヶ月の基本サービス費に各種加算減算を加え、総単位数に 22.4%（サービス別加算率）を乗じた額が加わります。

- ・ 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

A 自動口座引落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回【26日】に引落します。

B 現金払い（毎月10日迄に前月分をお支払願います。又はその都度お願いいたします。

5 キャンセル

- ・ 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

サービスによりキャンセル料が必要な場合があります。

月曜日から土曜日 8時30分から17時15分

全体窓口（連絡先）（電話）：059-365-0024

日曜日 8時30分から17時15分

（携帯電話）：090-9120-9148

- ・ 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけ速やかにサービス利用の前日までにご連絡ください。キャンセルによって不測の損害が発生した場合は、その損害額を申し受けることがあります。

6 当社のサービスの方針

- ・ 利用者及びその家族の方々が、安心して健やかに自宅での生活を続けていただくため、介護保険制度に沿った介護サービスを提供していきます。

7 事故発生時の対応

- ・ 利用者に対するサービスの提供にあたり事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族等に連絡を行います。
また、必要な措置を講じます。

8 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

川越町社会福祉協議会	電話番号	059-365-0024
	FAX	059-365-2940
	責任者	服部英史
	担当者	水谷聡子
	対応時間	平日 8:30～17:15

○公的機関においても、次の機関において苦情申請等ができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	三重県三重郡川越町豊田一色280番地 川越町役場福祉課
	電話番号	059-366-7116
	FAX	059-365-5380
	対応時間	平日 8:30～17:15
三重県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内
	電話番号	059-222-4165
	FAX	059-228-5319
	利用時間	平日 9:00～16:30

9 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	柴口 真紀
-------------	-------

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

1.1 衛生管理

事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとし、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努め、事業所において感染症の発生を予防し、又はまん延しないように、措置を講じます。

1.2 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1.3 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人川越町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 加藤 志保子
本社所在地・電話	三重県三重郡川越町豊田一色314番地 川越町いきいきセンター内 電話番号：059-365-0024 FAX：059-365-2940
法人内で行っているサービス	1：地域福祉活動全般 ・ボランティアセンター事業の推進 ・地区社会福祉協議会事業の推進 2：川越町委託事業 ・ふれあいヘルプ事業 ・ふれあいデイサービス事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センター事業 ・地域包括支援センター事業 <p>3：介護保険事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・通所介護事業 <p>4：その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ことぶき人材センターの運営 ・障害者総合支援事業 ・訪問入浴介護事業 ・各種福祉団体事務等
--	---

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

訪問介護現行相当サービス契約の締結にあたり、重要事項を説明しました。

事業者 所在地 三重県三重郡川越町豊田一色3 1 4 番地
川越町いきいきセンター内

説明者 印

訪問介護現行相当サービス契約の締結にあたり、上記の者より説明を受けました。

利用者 住 所 川越町

氏 名 印

代理人又は立会人

住 所

氏 名 印